

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 赤井川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.10%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.29%
全職員	79.27%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.31%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	108.19%
31～35年	— %
26～30年	99.06%
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	88.30%
6～10年	127.35%
1～5年	96.18%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員のうち、勤務時間が20時間未満のパートタイム会計年度任用職員は、任期の定めのない常勤職員以外の職員の算定の対象に含めない。
- ・女性職員がいない又は男性職員がいないため、割合の算出ができない場合は「—」と記載する。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。